

改正後

(級別性能分類)

第4条 測量機器は、その性能基準を確認し、あらかじめ次の各号に示す測量機器別の級別性能分類を標準として級別に分類する。

(1)～(2) 省略

(3) トータルステーションの級別性能分類

トータルステーションの構成は、測角部、測距部の本体及びデータ記憶装置をいう。(附図1参照)

級別	型区分	測角部の性能	測距部の性能	データ記憶装置
1		1級セオドライトに準ずる	2級中距離型測距儀に準ずる	データコレクタ、メモリカード又はこれに準ずるもの
2	A	2級セオドライトに準ずる	2級中距離型測距儀に準ずる	
	B		2級短距離型測距儀に準ずる	
3		3級セオドライトに準ずる	2級短距離型測距儀に準ずる	

(4)～(5) 省略

(6) GNSS測量機の級別性能分類

GNSS測量機は、GNSS受信機及びGNSSアンテナで構成され、GNSS受信機は観測データを保存できるものとする。(附図2参照)

級別	受信帯域数	観測方法
1	2周波 (L1、L2)	スタティック法 短縮スタティック法 キネマティック法 RTK法 ネットワーク型RTK法
2	1周波 (L1)	スタティック法 短縮スタティック法 キネマティック法 RTK法

上記観測方法の公称測定精度、公称測定可能距離及び最小解析値は、下表のとおりとする。

観測方法	公称測定精度	公称測定可能距離	最小解析値
2周波スタティック法	$\pm 5 \text{ mm} + 1 \times 10^{-6} \cdot D$ 以下	10km 以上	1 mm
1周波スタティック法	$\pm 10 \text{ mm} + 2 \times 10^{-6} \cdot D$ 以下	10km 以下	1 mm
2周波短縮スタティック法	$\pm 10 \text{ mm} + 2 \times 10^{-6} \cdot D$ 以下	5km 以下	1 mm
1周波短縮スタティック法	$\pm 10 \text{ mm} + 2 \times 10^{-6} \cdot D$ 以下	5km 以下	1 mm
キネマティック法	$\pm 20 \text{ mm} + 2 \times 10^{-6} \cdot D$ 以下	—	1 mm
RTK法	$\pm 20 \text{ mm} + 2 \times 10^{-6} \cdot D$ 以下	—	1 mm
ネットワーク型RTK法	$\pm 20 \text{ mm} + 2 \times 10^{-6} \cdot D$ 以下	—	1 mm

ただし、Dは測定距離とする。

改正前

(級別性能分類)

第4条 測量機器は、その性能基準を確認し、あらかじめ次の各号に示す測量機器別の級別性能分類を標準として級別に分類する。

(1)～(2) 省略

(3) トータルステーションの級別性能分類

トータルステーションの構成は、測角部、測距部の本体及びデータ記憶装置をいう。(附図参照)

級別	型区分	測角部の性能	測距部の性能	データ記憶装置
1		1級セオドライトに準ずる	2級中距離型測距儀に準ずる	データコレクタ、メモリカード又はこれに準ずるもの
2	A	2級セオドライトに準ずる	2級中距離型測距儀に準ずる	
	B		2級短距離型測距儀に準ずる	
3		3級セオドライトに準ずる	2級短距離型測距儀に準ずる	

(4)～(5) 省略

(6) GNSS測量機の級別性能分類

(新設)

級別	受信帯域数	観測方法
1	2周波 (L1、L2)	スタティック法 短縮スタティック法 キネマティック法 RTK法 ネットワーク型RTK法
2	1周波 (L1)	スタティック法 短縮スタティック法 キネマティック法 RTK法

上記観測方法の公称測定精度、公称測定可能距離及び最小解析値は、下表のとおりとする。

観測方法	公称測定精度	公称測定可能距離	最小解析値
2周波スタティック法	$\pm 5 \text{ mm} + 1 \times 10^{-6} \cdot D$ 以下	10km 以上	1 mm
1周波スタティック法	$\pm 10 \text{ mm} + 2 \times 10^{-6} \cdot D$ 以下	10km 以下	1 mm
2周波短縮スタティック法	$\pm 10 \text{ mm} + 2 \times 10^{-6} \cdot D$ 以下	5km 以下	1 mm
1周波短縮スタティック法	$\pm 10 \text{ mm} + 2 \times 10^{-6} \cdot D$ 以下	5km 以下	1 mm
キネマティック法	$\pm 20 \text{ mm} + 2 \times 10^{-6} \cdot D$ 以下	—	1 mm
RTK法	$\pm 20 \text{ mm} + 2 \times 10^{-6} \cdot D$ 以下	—	1 mm
ネットワーク型RTK法	$\pm 20 \text{ mm} + 2 \times 10^{-6} \cdot D$ 以下	—	1 mm

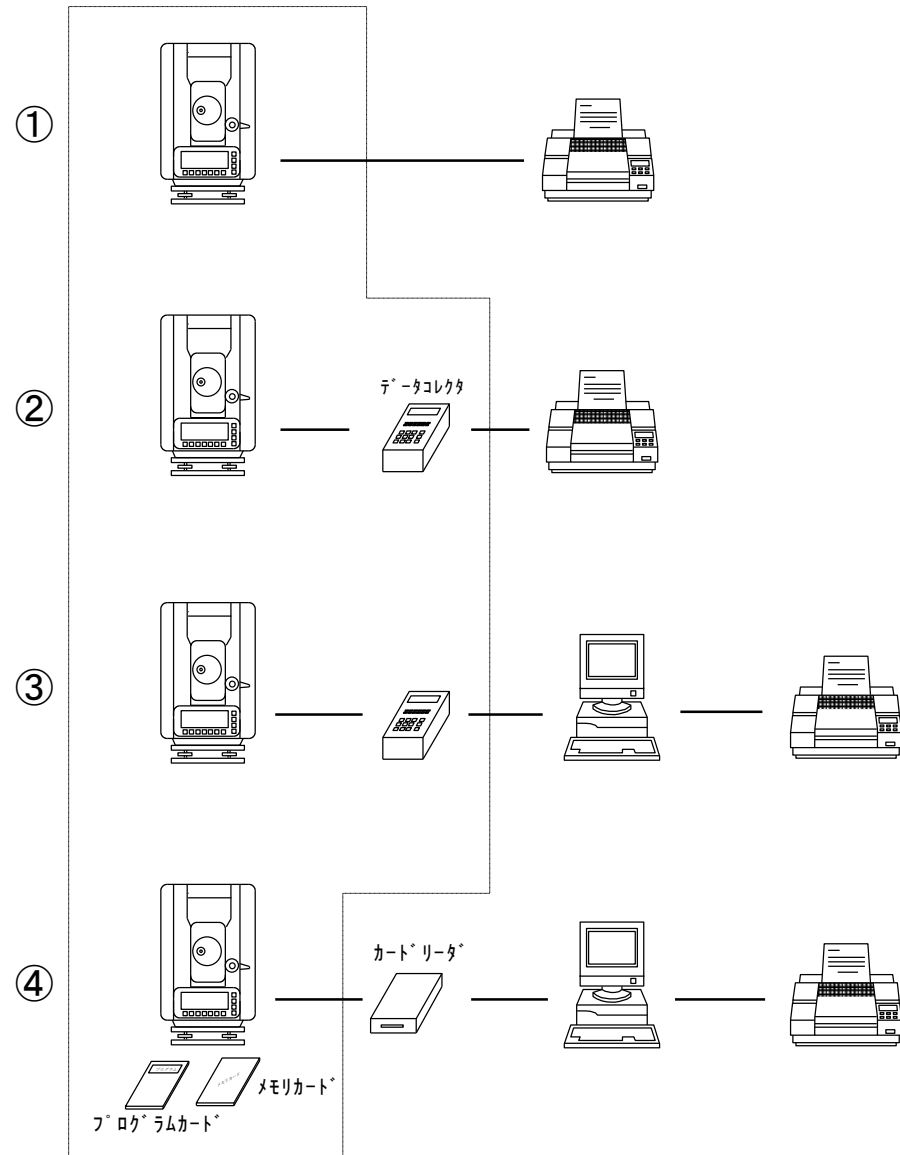
ただし、Dは測定距離とする。

改正後

附 図 1

# トータルステーションの構成

□ トータルステーションの構成範囲

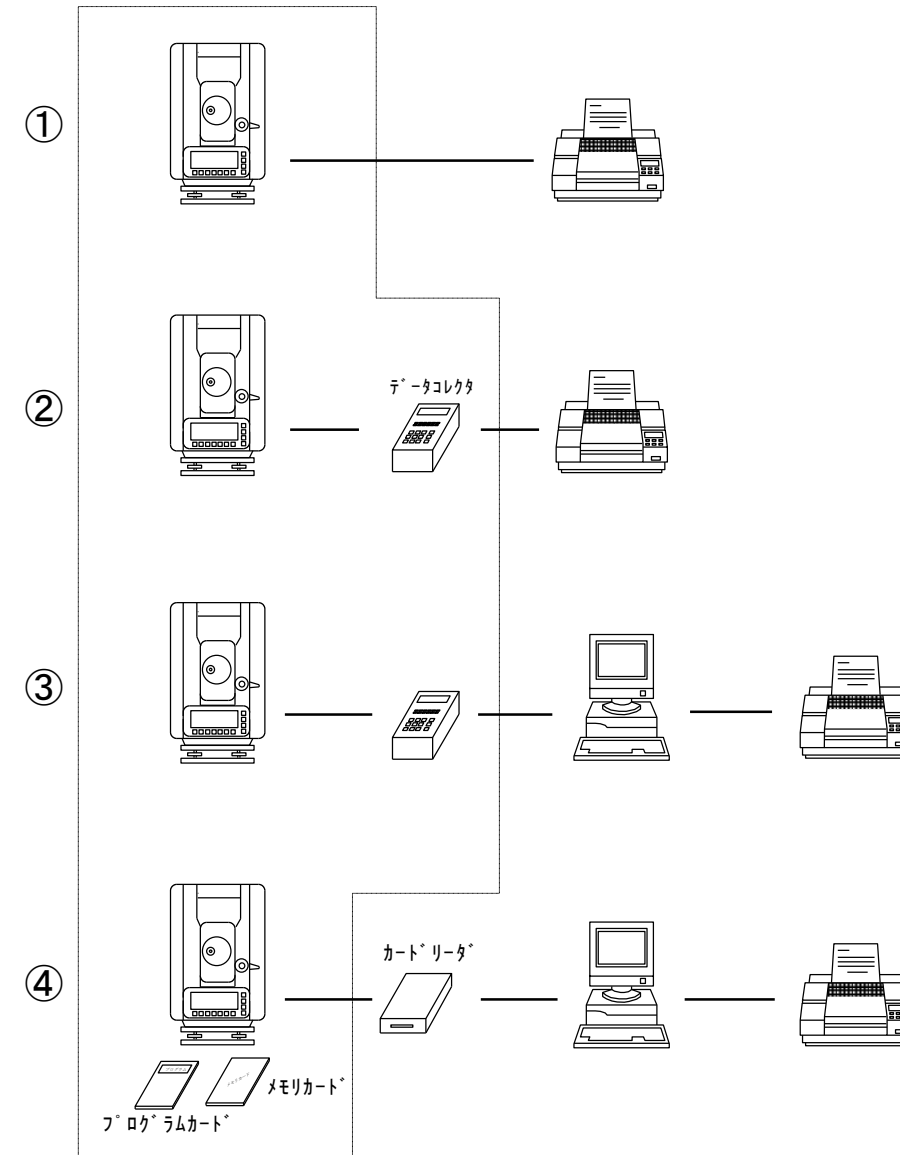


改正前

附 図

# トータルステーションの構成

□ トータルステーションの構成範囲



改正後

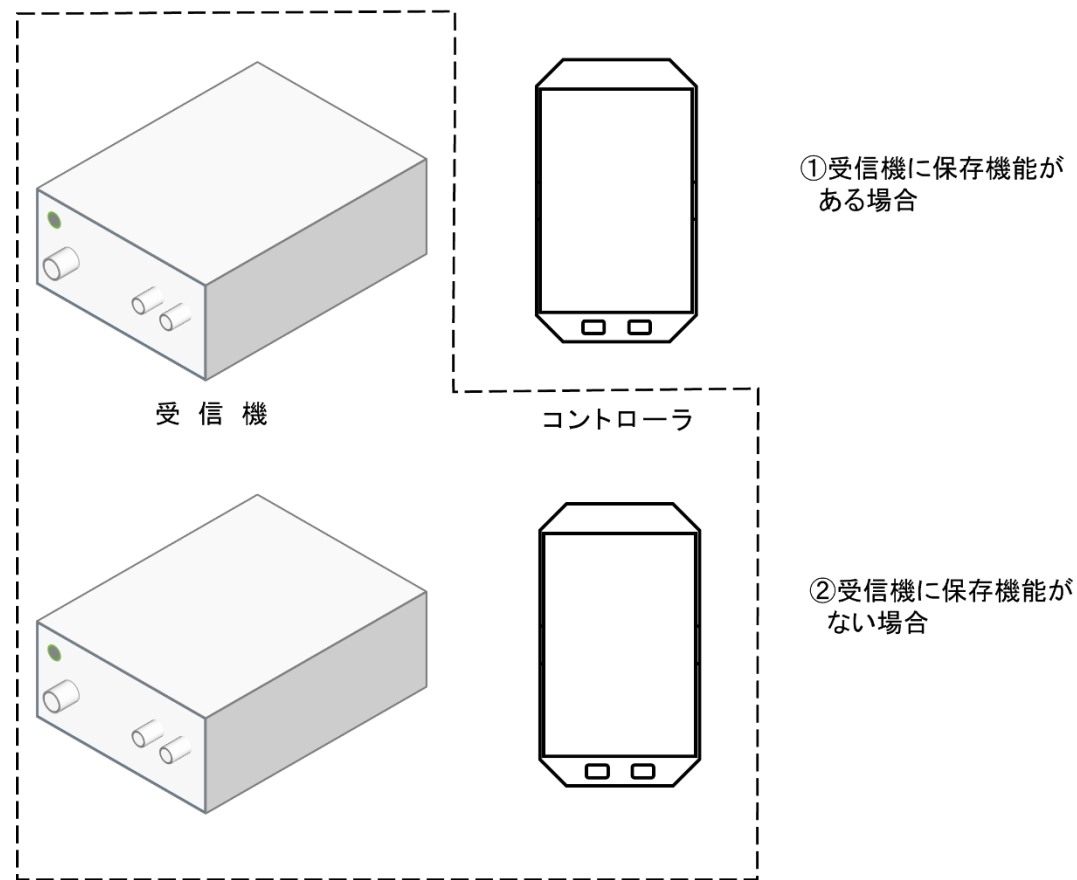
改正前

附 図 2

(新設)

### GNSS受信機の構成

GNSS受信機の構成範囲



附 則

- 1 この達は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 本基準制定以前に国土地理院において使用している測量機器については、過去の実績による性能をもって検定に代え、測量機器別の級別性能分類に定める級別に適合するものとする。